

第30回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月22日(月) 午後2時00分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 日程第1 農業委員会業務報告について
- 日程第2 議案第33号 農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
- 議案第34号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第35号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後3時05分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、第30回、大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、12番・牧田 日出男委員、13番・太田 福司
------	---

	<p>委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、11月26日開催の第29回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、11月27日、都市計画審議会が開催され、会長が出席しております。</p> <p>11月28日、新穀感謝祭が大樹神社で執り行われ、太田代理が出席しております。</p> <p>同じく11月28日、第1班 岩岡班長以下委員3名と会長において、美成地区の農地売買1件に係るあっせん会議を行っております。この後の議案となっております。</p> <p>12月2日～5日、定例第4回町議会が開催され、会長と事務局長が出席しております。</p> <p>12月8日、第2班 辻本班長以下委員4名と会長において、豊里地区の賃貸借1件に係るあっせん会議、及び下大樹地区の農地転用許可申請1件に係る現地調査を行っております。この後の議案となっております。</p> <p>12月9日、東北・北海道ブロック女性農業委員等研修会が札幌市で開催され、金曾千春委員が参加しております。</p> <p>12月16日～17日、市町村農業委員会活動強化研修会・全道農業者年金研究会が札幌市で開催され、会長が参加しております。</p> <p>次に2番「農地法第3条の3の規定による受理通知について」です。</p> <p>番号1番、■■■ ■■■ ■■■氏が字■■■、他■■筆、■■■㎡（ハイホメートル）の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>次に3番「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」です。旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画は、借主と貸主と町が協議の上、三者で合意があった場合は、集積計画を延長することができるかとされております。これに基づき、今回、4件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。資料1を添付しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第33号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から5番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第33号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明を申し上げます。農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で、書面により明らかな場合と規定されております。今回、この例外規定の合意解約5件の通知がありました。つきましては、この合意解約についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしく願いいたします。</p>

	<p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番 所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。</p> <p>申請番号2番 所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。</p> <p>申請番号3番 所在及び地番につきましては、字■■■ ■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。</p> <p>申請番号4番 所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。</p> <p>申請番号5番 所在及び地番につきましては、字■■■ ■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第33号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から5番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第34号、「農地法第3条の規定による許可について」申請番号1番から5番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第34号「農地法第3条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。今回審議いただく案件は、5件です。内訳は、所有権移転が1件、</p>

	<p>賃貸借が3件、使用貸借が1件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番 所在、地番につきましては、字■■■ ■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■■■氏、譲受人は、■■■ ■■■■■氏であります。譲渡人からの遺言による所有権移転となっており、本地区の担当委員は、寺嶋誠一委員となっております。</p> <p>申請番号2番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■■■ 氏であります。経営面積は、■■■㎡であり、賃料は■■■円、10a当り■■■円、本地区の担当委員は、水野委員となっております。</p> <p>申請番号3番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■■■、借主は、■■■ ■■■■■ 氏であります。経営面積は、■■■㎡であり、賃料は■■■円、10a当り■■■円、本地区の担当委員は、牧田日出男委員となっております。</p> <p>申請番号4番 所在、地番につきましては、字■■■ ■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■■■ 氏であります。経営面積は、■■■㎡であり、賃料は■■■円、10a当り■■■円、本地区の担当委員は、牧田日出男委員となっております。</p> <p>申請番号5番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■■■ 氏であります。経営移譲による使用貸借であります。本地区の担当委員は、水野敦委員となっております。</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。生花地区担当委員、寺嶋 誠一 委員から報告願います。</p>
寺嶋委員	<p>申請番号1番につきましては、譲渡人の希望による、所有権移転の案件です。譲受人は、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じなほことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
穀内会長	<p>次に、申請番号2番及び5番について、地区担当委員より調査報告を求めます。下芽武地区担当委員、水野 敦 委員から報告願います。</p>

水野委員	<p>申請番号2番につきましては、借主による賃貸借となっています。借主は法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>また、申請番号5番につきましては、経営移譲による使用貸借となっています。借主は、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
穀内会長	次に、申請番号3番から4番について、地区担当委員より調査報告を求めます。豊里地区担当委員、牧田 日出男 委員から報告願います。
牧田委員	申請番号3番から4番につきましては、借主による賃貸借となっています。借主は法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。
穀内会長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
太田勝委員	申請番号1番について、農地法第3条の3の相続報告の扱いにならないのでしょうか。
薩田係長	譲渡人の■■ ■■氏と、譲受人の■■ ■■氏は、祖父と孫の関係であり、法定相続人では無いため、農地法3条による許可に基づく所有権移転が必要になります。
穀内会長	他に質疑ありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第34号、「農地法第3条の規定による許可について」申請番号1番から5番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第35号、「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第35号「農地法第5条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることとなります。今回ご審議頂きます案件は1件です。内容は、農業用施設（シートラグーン）建設のための転用となっております。つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしく願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	申請番号1番 シートラグーン建設による転用の案件です。所在、地番につきましては、字■■ 他■筆、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は、■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■氏、借主は、■■ ■■ ■■、転用の時期につきましては許可の日から令和■年■月■日までであります。申請番号1番の現地調査につきまし

	<p>ては、12月8日に、第2班 辻本班長 他3名により実施しております。なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取が必要となる案件となります。本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。</p>
辻本委員	<p>申請番号1番につきましては、2班で現地調査を行いました。現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響は無いものと班では判断しました。ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
太田福委員	<p>申請番号1番について、図面上では宅地が隣接していますが、住んでいる方がいらっしゃるのでしょうか。</p>
辻本委員	<p>住宅も取り壊されており、住んでいる方はおりません。</p>
穀内会長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第35号、「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第36号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号1番から8番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第36号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。今回ご審議頂きます申請は8件です。内訳は、農地売買等事業による所有権移転が1件、農地中間管理事業による賃貸借が7件となっております。つきましては、計画案について、ご審議方よろしく願います。以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番から7番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1-1番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は■■■ ■■■ ■■■、当地における売買価格は、■■■円です。10a当り■■■円です。この、あっせん会議は、11月28日に岩岡班長 他3名により実施しております。</p> <p>申請番号1-2番 所在、地番、地目、面積、売買価格、あっせん会議のいづ</p>

れも申請番号1-1と同様です。譲渡人は、■■ ■■ ■■、譲受人は、■■ ■■ ■■であります。

申請番号2-1番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円です。中間管理事業における賃貸借となっております。期間は令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、12月8日に辻本班長 他3名により実施しております。

申請番号2-2番 所在、地番、地目、面積、賃貸価格、あっせん会議のいずれも申請番号2-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■であります。

申請番号3-1番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円です。中間管理事業における賃貸借となっております。期間は令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、12月8日に辻本班長 他3名により実施しております。

申請番号3-2番 所在、地番、地目、面積、賃貸価格、あっせん会議のいずれも申請番号3-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■であります。

申請番号4-1番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円です。中間管理事業における賃貸借となっております。期間は令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、12月8日に辻本班長 他3名により実施しております。

申請番号4-2番 所在、地番、地目、面積、賃貸価格、あっせん会議のいずれも申請番号4-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■であります。

申請番号5-1番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円です。中間管理事業における賃貸借となっております。期間は令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、12月8日に辻本班長 他3名により実施しております。

申請番号5-2番 所在、地番、地目、面積、賃貸価格、あっせん会議のいずれも申請番号5-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■であります。

申請番号6-1番 所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■氏、借主は、■■ ■■ ■■であり、当地における賃借料は、年額■■円です。中間管理事業における賃貸借となっております。期間は令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、12月8日に辻本班長 他3名により実施しております。

申請番号6-2番 所在、地番、地目、面積、賃貸価格、あっせん会議のいずれも申請番号6-1と同様です。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■であります。

	<p>申請番号7-1番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における賃借料は、年額■■■円です。中間管理事業における賃貸借となっております。期間は令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日であります。この、あっせん会議は、12月8日に辻本班長 他3名により実施しております。</p> <p>申請番号7-2番 所在、地番、地目、面積、賃貸価格、あっせん会議のいずれも申請番号7-1と同様です。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第1班・班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。</p>
岩岡委員	<p>申請番号1番につきましては、売買等事業における所有権移転のあっせんの申し出があり、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、11月28日のあっせん会議で価格を決定し、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>次に、申請番号2番から7番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。</p>
辻本委員	<p>申請番号2番から7番につきましては、貸主から賃貸のあっせんの申し出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、12月8日のあっせん会議で価格を決定し、貸主、借主の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第36号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号1番から7番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
穀内会長	<p>次に、申請番号8番の審議にあたり、牧田 日出男委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号8番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号8-1番 所在、地番につきましては、字■■■ ■■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における賃借料は、年額■■■円です。中間管理事業における賃貸借となっております。期間は令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日であります。この、あっせん会議は、12月8日に辻本班長 他3名により実施しております。</p> <p>申請番号8-2番 所在、地番、地目、面積、賃貸価格、あっせん会議のいずれも申請番号8-1と同様です。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■氏であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

穀内会長	内容の説明が終わりました。次に、申請番号8番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。
辻本委員	申請番号8番につきましては、貸主から賃貸のあっせんの申し出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、12月8日のあっせん会議で価格を決定し、貸主、借主の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
穀内会長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第36号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号8番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、来年1月29日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第30回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和7年12月22日

会 長 穀内 和夫

委 員(12 番) 牧田 日出男

委 員(13 番) 太田 福司